池田町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 （令和4年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
4年度	2,295	4,355,713	663,769	595,754	13.7	17.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費				(参考)　一人当たり 給与費	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
4年度	48	187,075	38,420	70,768	296,263	6,172	5,436

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数については、令和５年４月１日現在の人数である。会計年度任用職員を含まない。
　　３　給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

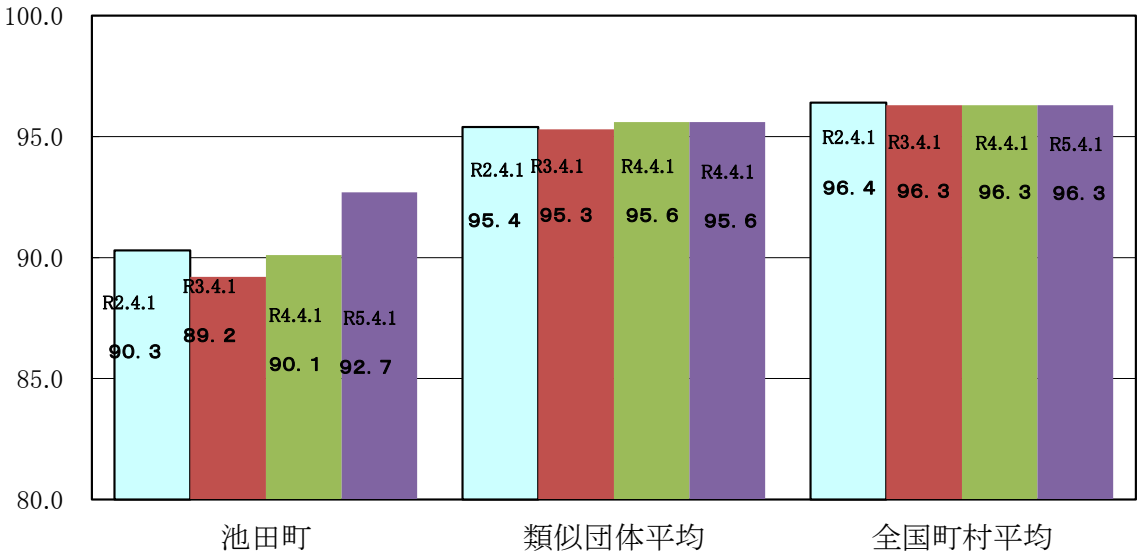

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
　　２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

（4）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】
　国の給与制度の総合的見直し同様、俸給表の水準の平均2%の引下げを行いました。

①給料表の見直し
［　実施　］

（給料表の改定実施時期）　平成２７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均１．８７%引下げ、激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。（平成２７年４月１日実施）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和５年４月１日現在）

①一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
池田町	40.6	281,240	372,928	299,781
福井県	42.3	318,635	380,110	345,144
国	42.4	322,487	―	404,015
類似団体	41.3	298,670	354,074	323,733

②技能労務職

区　分	公　務　員					民　間			参　考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
池田町	未公表	1 人	未公表	未公表	未公表　円	―	―	―	―
うち給食調理員	―					―	―	―	―
うちその他	未公表					―	―	―	―
		人	円	円	円	―	―	―	―
福井県	58	35 人	293,566　円	316,265　円	304,223　円	―	―	―	―
国	51.2	1,941 人	286,942　円	－　円	329,178　円	―	―	―	―
類似団体	52.2	2 人	271,651　円	294,044　円	283,775　円	―	―	―	―

区　分	参　考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
池田町	―	―	―
うち給食調理員	―	―　円	―
うちその他	―	―　円	―
	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（３ヶ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
※個人情報保護の観点から、対象となる職員が１人または２人の場合は未公表としている。

（注）１　「平均給料月額」とは、令和５年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
　　２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
　　また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和５年４月１日現在）

区　分		池　田　町	福　井　県	国
一般行政職	大　学　卒	185,200 円	191,700 円	185,200 円
	高　校　卒	158,900 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高　校　卒	円	156,800 円	―
	中　学　卒	円	147,700 円	―

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和５年４月１日現在）

区　分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大　学　卒	未公表　円	未公表　円	358,200　円	未公表　円
	高　校　卒	222,600　円	未公表　円	355,400　円	未公表　円
技能労務職	高　校　卒	—　円	—　円	—　円	—　円
	中　学　卒	—　円	—　円	—　円	—　円

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が１人または２人の場合は未公表としている。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数 及び給料表の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7　級	総括監理官	0　人	0.0% %	365,500　円	446,200　円
6　級	課長、企画幹	2　人	4.3% %	323,100　円	411,300　円
5　級	課長、局長、企画幹	3　人	6.6% %	295,400　円	394,000　円
4　級	参事・課長代理	6　人	13.0% %	271,600　円	382,000　円
3　級	主幹・主査	12　人	26.1% %	240,900　円	351,000　円
2　級	主事、技師	13　人	28.3% %	208,000　円	305,200　円
1　級	主事、主事補、技師、技師補	10　人	21.7% %	162,100　円	249,400　円

（注）１　池田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

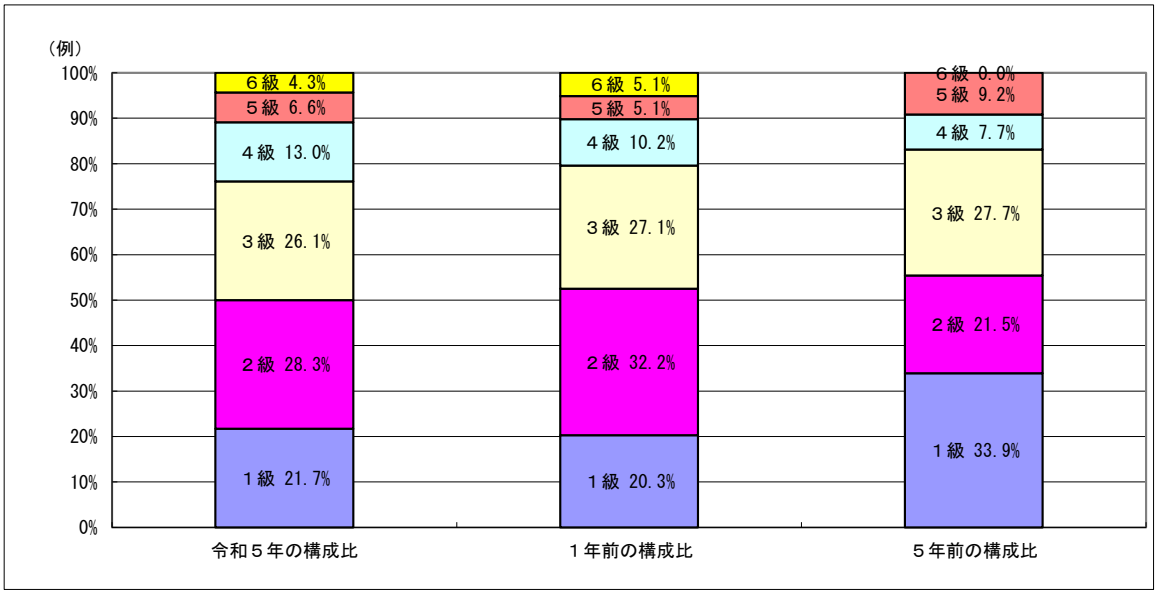

（注）平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和５年４月１日現在）

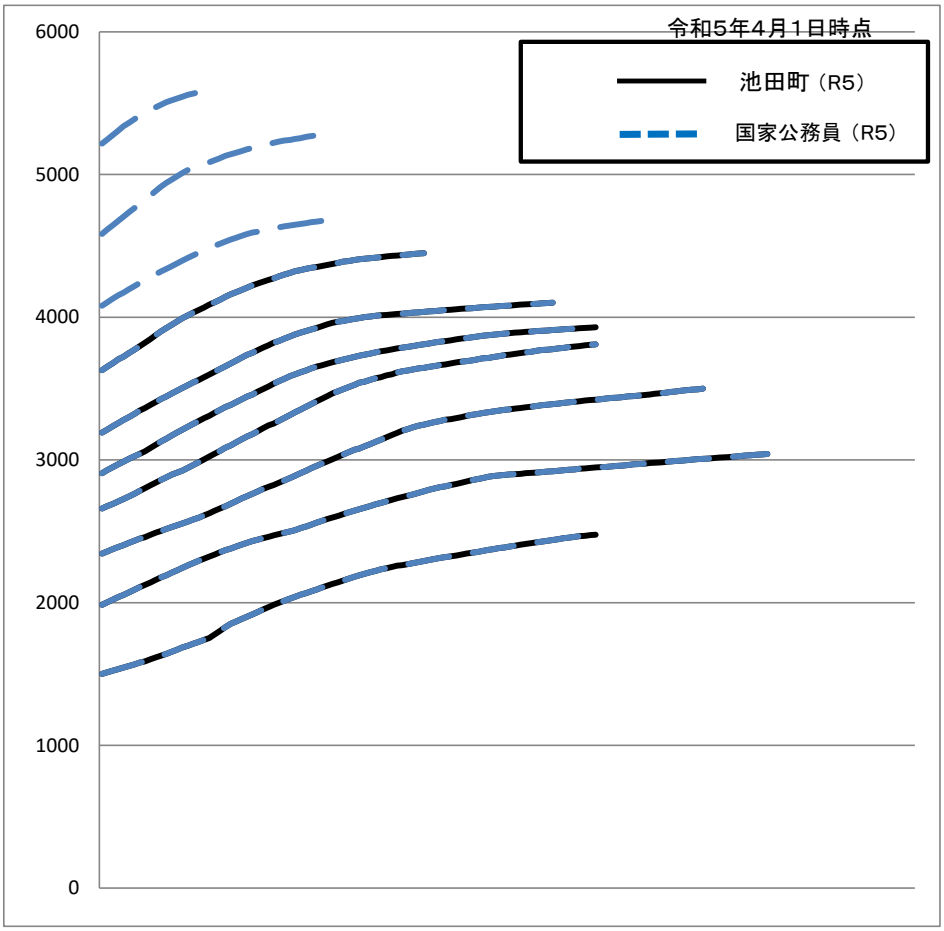

(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	＼		＼	
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

池　田　町	福　井　県	国
１人当たり平均支給額（４年度） １，２７２千円	１人当たり平均支給額（４年度） １，６２２千円	―
（４年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 ２．４０月分　２．００月分 （1.35）月分　（0.95）月分	（４年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 ２．４０月分　２．００月分 （1.35）月分　（0.95）月分	（４年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 ２．４０月分　２．００月分 （1.35）月分　（0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20%・管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20%・管理職加算10～25%

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
(イ) 人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率		○		○
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和５年４月１日現在）

池　田　町			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
（退職時特別昇給　なし）				（割増率２～４５%加算）	
１人当たり平均支給額	個人情報保護のため未公表				

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和３年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（支給なし）

(4) 特殊勤務手当（支給なし）

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	19,683　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	285　千円
支給実績（令和３年度決算）	18,567　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	254　千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和４年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 （支給額） 配偶者　6,500 円 子　10,000 円 父母　6,500 円 子（16歳年度初め～22歳年度末） 加算　5,000 円	同じ	—	5,871 千円	256 千円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 （支給額） 家賃の月額から12,000円を控除した額の2分の１の額（その控除した額の2分の1が10,000円を超えるときは10,000円）	異なる	支給額は10,000が上限 新築・購入への手当は無し	290 千円	120 千円
通勤手当	通勤距離が片道3km以上である職員に支給 （支給額） ※自動車等の利用者 通勤距離に応じた金額 （2,300円～24,500円を支給） ※交通機関の利用者　運賃相当額	異なる	支給開始距離 ２ｋｍ→３ｋｍ 距離区分に応じ 2,000円～31,600 →2,300～24,500	5,261 千円	109 千円
管理職手当	管理・監督職員に支給 （支給額） 課長45,000円/月・参事30,000円/月	同じ	—	4,320 千円	540千円
宿日直手当	宿日直勤務を行なった職員に支給 （支給額） 勤務1回につき5,000円	同じ	—	2,673 千円	76千円
寒冷地手当	11月～３月までの各月に在職する職員に支給 （支給額） 世帯主で扶養親族有17,800円/月 世帯主で扶養親族有10,200円/月 その他職員7,360円/月	同じ	—	3,578 千円	284千円

５　特別職の報酬等の状況（令和５年４月１日現在）

区　分		給　料　月　額　等	（参考）類似団体における最高／最低額
給料	町　長	820,000 円 （　　円）	840,000 円 ／ 416,500 円
	副町長	650,000 円 （　　円）	705,000 円 ／ 415,000 円
報酬	議　長	310,000 円 （　　円）	395,000 円 ／ 160,000 円
	副議長	270,000 円 （　　円）	310,000 円 ／ 140,000 円
	議　員	255,000 円 （　　円）	290,000 円 ／ 130,000 円
期末手当	町長 副町長	（令和５年度支給割合） 3.35　月分	
	議長 副議長 議員	（令和５年度支給割合） 3.25　月分	
退職手当	町　長	（算定方式） 820,000 × 在職月数 × 0.45	（１期の手当額） 1,771 万円
	副町長	650,000 × 在職月数 × 0.27	842 万円
		（支給時期） 任期毎 任期毎	
	備　考		

（注）１　給料及び報酬の（　　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

区分 / 部門		職員数 令和4年	職員数 令和5年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	1	1	0	
	総務	18	17	−1	退職による減
	税務	4	4	0	
	農水	6	5	−1	退職による増
	商工	4	3	−1	退職による増
	土木	7	8	1	採用による増
	民生	5	5	0	
	衛生	3	3	0	
	小　計	48	46	−2	人口1万人当たり職員数　200.44　人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　172.11　人)
特別行政部門	教育	11	8	−3	異動による減
	消防	0	0	0	
	小　計	11	8	−3	
	普通会計合計	63	54	−9	人口1万人当たり職員数　235.29　人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　201.16　人)
公営企業会計等部門	病院	4	4	0	退職による職員減
	水道	1	1	0	
	下水道	0	0	0	
	その他	5	5	0	
	小　計	10	10	0	
総合計		69 [　83　]	64 [　83　]	−5 [　0　]	人口1万人当たり職員数　278.87　人

（注）　1　職員数は一般職に属する職員数である。
　　2　[　　] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和５年４月１日現在）

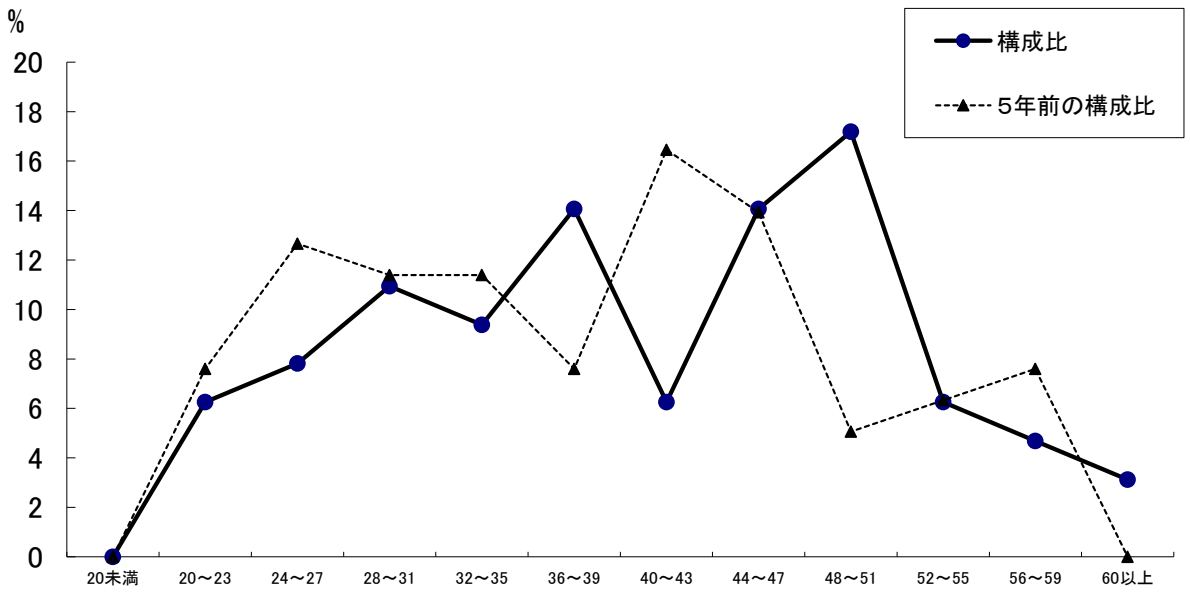

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 4	人 5	人 7	人 6	人 9	人 4	人 9	人 11	人 4	人 3	人 2	人 64

（3）職員数の推移

（単位：人）

年　度 部　門	３０年	元年	２年	３年	４年	５年	過去５年間 の増減数
一般行政	52	51	49	52	48	46	△ 6
教　育	14	14	13	11	11	8	△ 6
普通会計計	66	65	62	63	59	54	△ 12
公営企業等会計計	13	12	11	10	10	10	△ 3
総合計	79	77	73	73	69	64	△ 15

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数